

新年明けましておめでとうございます。皆様には清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、コロナ禍の中で大変な1年となりましたが、当事務所に対して皆様方の格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます、また、治療に当たられている医療従事者の方々のご苦勞に対して敬意を表するとともに、多大な影響を受けられた事業者の皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、今年の干支は丑年、丑年の性格は、何事もじっくり考えて、努力を惜しまず我が道を行くといった、我慢強く粘り強い人が多いと言われています。コロナの終息が見えない中で様々な困難を克服して行くには、正に丑年のいわれのように、何事もじっくり考え努力を惜しまず、我慢強く生き抜くことかと思えます。コロナの感染が一日も早く終息することを願いつつ、皆様の事業の繁栄とご健康をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

税理士 佐々木 英子

## 令和2年分所得税及び復興特別所得税の留意点

年が改まり、所得税等、消費税等及び贈与税の確定申告期を迎えます。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の手続きにおいて、大きな改正がありましたので、そのうち特に留意しなければならない3つの項目を紹介します。

### 1. 給与所得控除・公的年金等控除が変わりました。

給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。

このほか、控除上限額なども変わりました。

#### (1) 給与所得控除

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください

## (2) 所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

所得金額調整控除には、次のイ又はロのとおり、二種類の控除があります。

### イ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(イ)のa～cのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(ロ)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

#### (イ) 適用対象者

- a 本人が特別障害者に該当する者
- b 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- c 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

#### (ロ) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額※

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

### ロ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(イ)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(ロ)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです(注)。

#### (イ) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

#### (ロ) 所得金額調整控除額

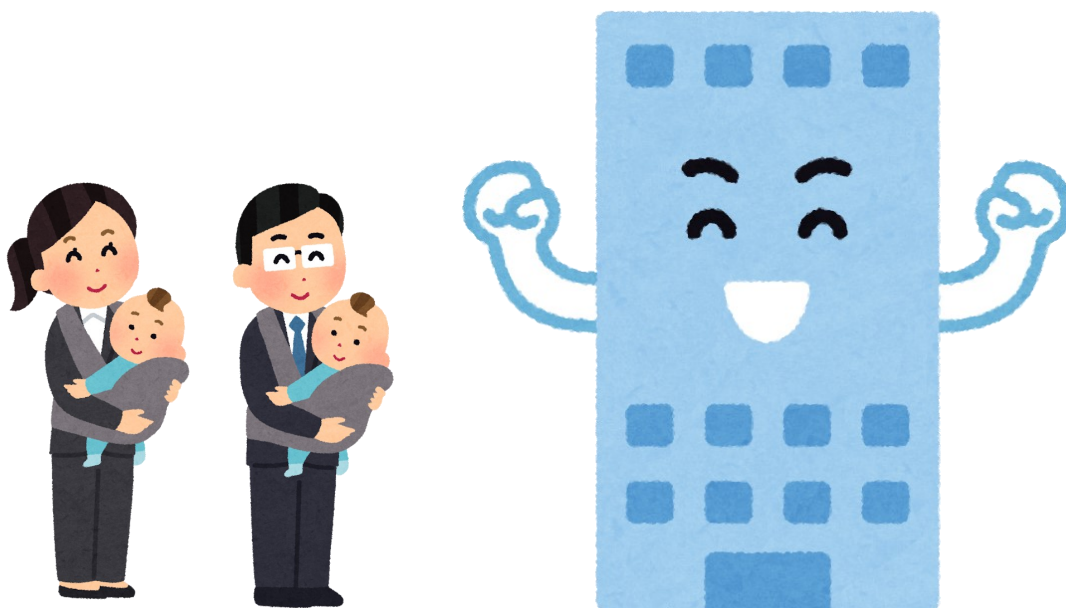
{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額 (注)

(注) 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。



## 2. ひとり親控除が創設されました。

- (1) ひとり親控除の概要  
納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。これをひとり親控除といいます。なお、ひとり親控除は令和2年分の所得税から適用されます。
- (2) ひとり親控除の対象となる人の範囲  
ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。  
イ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。  
ロ 生計を一にする子がいること。  
この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。  
ハ 合計所得金額が500万円以下であること。
- (3) ひとり親控除の金額  
ひとり親控除は、35万円



## 3. 基礎控除が変わりました。

所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の一つに基礎控除がありますが、基礎控除の額は、令和元年分まで一律38万円であったのが、令和2年分の申告からは、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円